

業務指示書

モンゴル国投資環境・促進にかかる情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年10月7日 12時まで

問合せ先：調達部契約第二課 下平俊介 Shimodaira.Shunsuke@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年10月13日までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

○ 第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません

() 認めます

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 著までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれます。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。

2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の項目について補強を認めません。

() 挑戦準備調査、その他外に付された調査を補強する場合。

（注）補強従事者の要件

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：投資環境・促進分野事業に関する業務経験

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

○
注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、25ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

（2）評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／産業振興政策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：産業振興政策に係る各種業務経験
- 2) 対象国又は同類似地域：モンゴル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 貿易／投資環境】

- 1) 類似業務の経験：貿易／投資環境整備に係る各種業務経験
- 2) 対象国又は同類似地域：モンゴル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。



第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年10月16日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、
またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の
業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）
第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロ
ポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の
通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
() 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Prive d'Urgence :CPU）」登録料として、同日滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「離費」として計上することができます。

(O) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MNT1 = 0.061 円 , US\$1 = 121.81 円 , EUR1 = 136.200 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(O) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、
上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、
プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者の
アドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
○
条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施工時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／産業振興政策

貿易／投資環境

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.90 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年10月30日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

モンゴル国投資環境・促進にかかる情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／産業振興政策	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	—	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	2.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	3.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力：貿易／投資環境	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	



第2 業務の目的・内容等に関する事項

1. 業務の背景

モンゴルでは2006年から2013年までに一人当たりGDPが4倍近くにまで拡大するなど、顕著な経済成長を遂げてきている。近年、経済成長を牽引してきた鉱物資源価格の下落や資源ナショナリズム運動の高まりを受けた外資規制法制定等に見られるポリティカルリスクの顕在化などが影響し、経済成長率は急激に鈍化しているものの、世界最大級を誇る南ゴビ地域を中心とする鉱物資源開発のポテンシャルと鉱山周辺のインフラ整備、首都であるウランバートル市の再開発計画等の膨大な投資ニーズを背景として、経済成長とビジネス機会の将来的な増大が期待されている。

2013年9月に日本・モンゴルの両国政府間で締結された「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画（2013～2017年）」では、投資・ビジネス環境の整備が掲げられ、日本からの投資及び技術面での協力拡充等がうたわれているほか、同計画の前後で日本政府から発表された「エルチ・イニシアティブ（2013年3月）」及び「エルチ・イニシアティブ・プラス（2014年7月）」では、投資・ビジネス環境の整備に加え、官民連携による主力産業（鉱業、農牧業）の付加価値向上や観光、金融、エネルギー、ITなどの新たな産業創出のための取組みを後押ししていくことが表明されている。2015年2月にはモンゴルにとって初となる経済連携協定（EPA）が締結されるなど、両国間の経済関係は一層強化され、モンゴル政府の日本からの投資誘致への期待値も高まりを見せている。

このような状況下、JICAでは、対モンゴル国別援助方針として定めた重点分野「全ての人々が恩恵を受ける成長の実現に向けた支援」において、協力プログラム「民間セクター支援プログラム」を設置し、貿易・投資環境を含めたビジネス環境の整備や人材育成を推進している。

そのうちの貿易・投資分野では、個別専門家「貿易投資政策アドバイザー」の派遣及び「モンゴル投資並びにビジネス交流促進情報収集・確認調査」などを通して、モンゴル投資ガイドを作成・発行し、モンゴルのビジネス環境に関する情報発信に努めてきたほか、建築、農業、都市交通、再生可能エネルギー等の分野で、民間連携による各種調査や草の根技術協力事業を展開し、本邦企業のモンゴル進出をサポートしている。また、投資促進及び外国投資貿易庁（当時）との間では、技術協力「外国直接投資促進のためのキャパシティ・ディベロップメントプロジェクト（2010年11月～2013年5月）」を通じ、投資環境改善にかかる実行計画策定や投資促進サービスのワーキング・プランの策定（ウェブサイト改善、データベース開発、ワンストップサービス設立等）を行い、投資促進機関の機能強化を行った実績も有する。

また、民間セクター開発分野では、国内産業の多角化を目指し、モンゴル企業の9割以上を占める中小企業の育成に焦点を当て、技術協力「モンゴル日本人材開発センター・ビジネス人材育成プロジェクト（ポストフェーズ2）」によるビジネス人材育成、円借款「中小企業育成・環境保全ツーステップローン事業」による資金アクセス改善、円借款「工学系高等教育支援事業」による工学系産業人材の育成などの支援を組み合

わせ、中小企業が抱える各課題の解決に包括的に取り組んでいる状況である。

さらに、JICA では技術協力「モンゴル日本人材開発センタービジネス人材育成・交流拠点機能強化プロジェクト」を 2015 年 4 月から 5 年間の協力予定期間にて新たに開始し、モンゴル国立大学に設置したモンゴル日本人材開発センター（以下、日本センター）を日本・モンゴル間のビジネス人材育成・交流の拠点とすることを目指すなど、本邦企業との連携を一層強化し、モンゴルにおける民間セクター開発を促進していく方向性にある。

今般、本邦企業のモンゴル事業展開（貿易・投資及び進出）を軸とした JICA の「民間セクター支援プログラム」の方向性について、より体系的かつ戦略的な支援方策を検討するべく情報収集・確認調査を実施する。

2. 業務の概要

（1）業務の目的

本調査では、日本センターとの連携のもと、モンゴルにおける投資環境等の現状について情報収集・分析する。その上で、本邦企業に対する実際の情報提供等のサポートを行う。また、本邦企業のモンゴル事業展開（貿易・投資及び進出）を軸とした JICA の「民間セクター支援プログラム」の方向性について、より体系的かつ戦略的な支援方策に関する提言を抽出する。

（2）対象地域

モンゴル全土（主な調査拠点はウランバートル市を想定）及び日本国内

（3）関係官庁・機関

本調査はモンゴル政府からの要請に基づくものではないため、カウンターパート機関は存在しないものの、投資庁、産業省、日本センター、商工会議所を主な対象として情報収集を行う。特に JICA の「民間セクター支援プログラム」における支援方策の検討にあたっては、産業省を中心として十分な意見交換を行い、調査を進めることが求められる。

3. 業務の範囲

本業務は、「2.（1）業務の目的」を達成するために「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

4. 実施方針及び留意事項

（1）全体方針

本調査の最終的な目標は情報収集・分析の結果に基づき、JICA の「民間セクター支援プログラム」における支援方策を提言することにあるが、昨今の政治レベルにおける日本・モンゴル間の経済関係強化の動向を踏まえ、本邦企業のモンゴル事業展開（貿易・投資及び進出）を軸とした民間セクター開発の検討をコンセプトに据える。

すなわち、2015 年 2 月に締結された EPA の内容を念頭におき、本邦企業の事業展開方針や動向及び本邦企業が有する製品、技術、サービス等の優位性を踏まえ、クライテリアやオプションを提示・協議しつつ、JICA と十分な意思疎通を図り、本邦企業進出のポテンシャルの高い産業・業種を特定する。その上で、JICA の「民間セクター支援プログラム」を構成する①投資環境（関連法令・規程、制度等）整備、②中小企業の育成（振興政策、基準認証制度、人材育成等）、③貿易促進（通商政策、手続き簡素化等）における支援方策（プログラム目標・指標、支援戦略・アプローチ、個別候補案件等）につき、提言するものとする。同支援方策の検討にあたっては、JICA が実施してきた、あるいは実施中のプロジェクトの成果活用を念頭におくものとする。

（2）日本センターとの連携

本調査は日本センターで実施中の技術協力「モンゴル日本人材開発センタービジネス人材育成・交流拠点機能強化プロジェクト」との連携による活動展開を想定している。本調査における各種情報収集・分析にあたっては日本センターの知見・リソースの活用を見込むほか、本邦企業に対する情報提供等のサポート（以下 5.（4）～（6）に詳述）についても、本調査実施後のフォローを日本センターが中心となって担うことと想定するため、計画・設計段階から両者合意のもと進めること。

（3）PPP（Public Private Partnership）プロジェクトとの連携

JICA は投資庁との間で「モンゴル PPP 能力強化プロジェクト（2014 年 5 月～2016 年 4 月）」を実施中であり、投資庁を中心とした PPP 関係者の人材育成を支援している。本調査では同プロジェクトからの情報収集に留意し、PPP に関する情報分析に際しては、プロジェクトの経験・教訓を反映すること。

（4）実施中調査との連携

JICA では本調査とは別に「モンゴル国地域総合開発にかかる情報収集・確認調査」を 2016 年 2 月までの予定で実施中である。同調査では、モンゴルにおいて、回廊型開発（鉄道、道路、パイプライン等の流通・輸送ルートを基軸として、地域の成長産業や投資に対するポテンシャルを高め、経済・社会開発を進める方法）を念頭に置いた地域総合開発の開発戦略について検討し、JICA による地域総合開発分野での協力可能性に提言の抽出を目的としているが、民間セクターの動向（民間企業の事業概況とビジネス展開、投資環境、資金調達手段等）についても調査項目に含めており、現地再委託による民間企業へのアンケート調査（100 社程度）及びヒアリング（50 社程度）を予定している。地方を拠点とした調査ではあるものの、本調査実施に際しては、同調査との情報共有に努め、調査活動の重複を避けるよう留意すること。

また、同様に JICA では「モンゴル・中央アジア・コーカサス-北海道民間連携情報収集・確認調査」の実施も予定しており、気候や風土の近い北海道の民間企業等が有する技術・資源および海外事業展開の方針・動向と、当該地域における開発ニーズに関する情報を整理し、両者のマッチング可能性の分析及び分析結果の情報提供を計画している。同調査でもモンゴルの投資政策の確認や本邦企業へのヒアリング等を予定しているため、上記の調査案件同様、調査間での情報共有に留意すること。

(5) 円借款「中小企業育成・環境保全ツーステップローン事業」との連携

JICA では、標記事業のフェーズ 1(2006~2011 年)、フェーズ 2(2011 年~)に続き、フェーズ 3 の実施を準備している。本事業では、高い融資金利、短い融資期間、高い担保要求率など、モンゴルの中小企業が直面する資金アクセス上の課題に対応するべく、低金利かつ中長期期間の融資により、中小企業金融の強化を進めている。フェーズ 3 では、「本邦技術活用特別条件」を取り入れることを検討しており、融資額 50% 以上を本邦企業の資機材・サービス購入に充て、高品質製品の生産などを目的とした融資案件については、通常融資よりも優遇的な金利を提供する仕組みを導入する予定である。本スキームの適用にあたっては、モンゴルの中小企業側のニーズと本邦企業が有する資機材・サービスとのマッチングが肝要であるものの、具体的に本スキーム適用の可能性がある対象業種や事業、製品・技術等の実態は明らかではない。本調査では、フェーズ 3 での本スキーム適用を効果的に進める上で、両者のマッチングに関する基礎情報を提供することを想定しており、本事業への裨益を踏まえ、調査を進めるここと。

(6) 円借款「工学系高等教育支援事業」との連携

JICA では、教育文化科学省との間で標記事業を実施中であり、①日本の高等専門学校（高専留学プログラム）、②工学系大学（学部 3 年次編入によるツイニングプログラム）、③大学院（共同研究の推進に伴う教員の修士・博士号取得、短期ノンディグリー派遣）への留学生派遣を進めている。短期留学生も含めると、本事業で 1,000 名が日本への留学を経験する見通しであり、即戦力人材も含め、モンゴルの工学系産業人材の育成に貢献することが期待されている。本調査における JICA の「民間セクター支援プログラム」の検討にあたっては、この事業による卒業生の活用方策（卒業生の進路支援の仕組み、JICA 事業への参加可能性等）を分析の対象に含めること。

(7) 投資促進機関の機能強化にかかるプロジェクトの教訓参照

JICA では投資促進及び外国投資貿易庁（当時）との間で、技術協力「外国直接投資促進のためのキャパシティ・ディベロップメントプロジェクト（2010 年 11 月～2013 年 5 月）」を実施し、投資促進機関の機能強化を図った。本調査における JICA の「民間セクター支援プログラム」の検討にあたっては、同プロジェクトの成果の持続状況や課題、法制度や実施体制等の周辺環境の変化を確認し、貢献・阻害要因を分析することにより、JICA 協力の教訓として参考すること。

(8) 計画内容の確認プロセスについて

本調査は、JICA 東・中央アジア部及びモンゴル事務所と意見交換を十分に行いつつ進めるものとする。具体的には、現地調査期間中、適宜、JICA から調査に同行するほか、特に以下の段階において、JICA 関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

- 1) インセプションレポート作成時
- 2) 現地調査開始、終了時
- 3) 中間報告書作成時
- 4) ドラフト・ファイナルレポート作成時
- 5) ファイナルレポート作成時

(9) 関係機関とのアポイントメント

本調査の実施に際しての関係機関との必要なアポイントメントの取り付けは、原則として受注者が行うことを前提とするが、JICA モンゴル事務所は、モンゴル政府関係機関へ調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼するとともに、必要に応じ、各機関との初回のアポイントメントの取付を行い、円滑な調査実施のための協力をを行う。

(10) 全体調査工程及びモンゴル政情

モンゴルでは 2016 年 6 月に国会議員の総選挙が予定されており、6 月以降にモンゴル政府の体制が変更となる可能性がある。全体調査工程としては、以下 6. (1) イ. に示すとおり、総選挙前となる 2016 年 5 月下旬までに現地調査の大枠を終了し、中間報告書を提出できるようスケジュールを組むこと。また、選挙前後はモンゴル政情に留意するとともに、総選挙後は中間報告書提出前に情報収集・分析した内容について、体制・政策等の最新情報を調査結果に反映することができるよう、調査工程を組むこと。

5. 業務の内容

業務内容は以下を想定している。コンサルタントは国内作業及び現地作業について、効果的かつ効率的な作業方法、作業工程をプロポーザルにて提案すること。

(1) 事前準備（国内作業）及びインセプションレポートの説明・協議

- 1) 既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討する。
- 2) 調査の基本方針・内容・方法及びスケジュールを検討する。
- 3) 現地で収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。
- 4) モンゴル投資環境につき、国内関係機関（日本貿易振興機構（JETRO）、主要な本邦企業、業界団体、シンクタンク等）にヒアリングを行い、ヒアリング結果

を調査計画に反映する。

- 5) 上記の結果をとりまとめてインセプションレポートを作成する。
- 6) インセプションレポートをモンゴル政府機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

(2) 現地調査

現地調査において、以下を含む項目を調査する。これ以外に必要性の高い調査項目があれば、プロポーザルにて提案し、調査を行う。

- 1) 貿易・投資、中小企業振興にかかる関連法令・規程
- 2) 貿易・投資、中小企業振興にかかる政府関係組織・人員体制、予算
- 3) 貿易・投資、中小企業振興にかかる関連政策・制度及び政府行動計画
- 4) 貿易・投資動向及び産業別セクター動向
- 5) PPP 制度及び運用状況
- 6) 投資環境及び諸制度・手続き（インフラ整備状況、土地取引、税制、雇用・労働、金融、紛争処理、ビジネスコスト、輸出手続き等）
- 7) 本邦企業のパートナーとなり得るモンゴル企業、業界団体及び人材
- 8) 各国企業の事業展開状況、本邦企業の事業展開方針や動向及び本邦企業が有する製品、技術、サービス等のモンゴルにおける優位性
- 9) モンゴル市場と周辺国（中国、ロシア、中央アジア）市場との関係（輸出入の現状、関税、租税条約、輸送インフラ整備状況等）
- 10) 民間セクター開発にかかる JICA 及び外国ドナーの支援状況及び成果

なお、上記項目のうち、モンゴル企業からの情報収集を要するものについては、日本センターと連携のもと、複数のモンゴル企業を集めたワークショップ（2015年12月頃、半日、約30名程度の参加を想定）を計画・実施するとともに、調査結果に関しこれら企業にとって有益な部分については、日本センターでセミナーを開催し、フィードバック（2017年1月頃、半日、約30名程度の参加を想定）を行う。

(3) 調査結果の分析

以上の調査結果の分析を行い、また JICA のプロジェクトの成果活用を踏まえ、JICA の「民間セクター支援プログラム」を構成する①モンゴルの投資環境整備（関連法令・規程、制度等）、②中小企業育成（振興政策、基準認証制度、人材育成等）、③貿易促進（通商政策、手続き簡素化等）について、以下の諸点を含め、今後の支援方策につき提言する。

- 1) 「民間セクター支援プログラム」のプログラム目標・指標及び支援戦略・アプローチ（プログラムとしてのストーリー展開含む）
- 2) 上記プログラムにおける個別候補案件の概要及び位置づけ（案件実施に際し、日本側から提供し得るリソースについても明示）
- 3) 上記プログラムのストーリー展開において期待される日本センターの役割・

機能

- 4) 円借款「工学系高等教育支援事業」により育成する工学系産業人材の活用方法
- 5) 円借款「中小企業育成・環境保全ツーステップローン事業」において適用予定の本邦技術活用特別条件のマッチング情報

(4) モンゴル投資ガイドの更新

JICA が過去に作成したモンゴル投資促進ツールとしては、モンゴル産業貿易省（当時）に派遣された貿易投資政策アドバイザー（2007 年 11 月～2010 年 11 月）が外国投資庁（当時）との技術協力で策定した「モンゴル投資ガイド」が存在する。当該ガイドは本邦企業と海外企業の区別なく、モンゴルでビジネスを検討する企業全般を対象として作成されたが、その後「モンゴル投資並びにビジネス交流促進情報収集・確認調査」により、本邦企業向けの情報を盛り込み、2013 年 1 月に改訂版が作成されている。

本調査では上記 5. (1)～(3) の結果を踏まえ既存の「モンゴル投資ガイド」を更新し、本邦企業向けに利便性の高いわかりやすい資料となるよう、全体構成の見直しを行い、再改訂版（100 部、和文、カラー印刷、100 ページ程度／部）を作成する。また、現行ガイドは 130 ページに及ぶ資料となっているため、要約版として図表・写真や進出事例等を中心とした、広報効果の高いパンフレット（300 部、和文、カラー印刷、20 ページ程度／部）の作成を別途行う。なお、既存の「モンゴル投資ガイド」の著作権については、当該資料作成に際して JICA が当時の受注者と交わした契約書において、JICA に帰属するものとしているほか、著作者人格権についても行使しない規定としている。

(5) 企業向けポータルサイトの構築に向けた設計提案

日本・モンゴル企業間のビジネス交流を促進するため、両国企業のプラットホームとなるポータルサイト（日本語・モンゴル語）を日本センターに設置する構想がある。本調査では両国企業のニーズを踏まえ、同サイトの設計内容（対象者及び機能の特定、掲載情報とその構成、運営・維持管理体制、必要経費の試算、セキュリティポリシー等）について提案する。なお、同サイトには現在のところ、以下の情報及び機能を設置することを想定している。

- 1) モンゴル投資環境にかかる基本情報
- 2) モンゴル企業情報（日本センターで研修を受講したモンゴル企業を中心とする）
- 3) モンゴル進出済および進出に关心を寄せる本邦企業の情報（製品・技術等の紹介）
- 4) モンゴルにおける本邦企業進出のビジネスモデル（事例紹介）
- 5) 日本センターでのビジネス分野の事業・実績・利用方法等に関する紹介
- 6) 両国企業関係者が情報交換できるスペース

7) その他イベント情報

(6) 中間報告書の作成

以上の活動の進捗状況を中間報告書に取りまとめ、JICA 東・中央アジア部に提出するとともにフィードバックを得る。

(7) 本邦企業向けセミナーの実施

本邦企業向けのセミナーを東京都内において 1 回実施する（2016 年 12 月頃、半日、約 100 名程度の参加を想定）。同セミナーについては、準備段階から JICA 東・中央アジア部と調整のうえ、会場借料・設営、議事次第作成、資料作成・印刷（モンゴル投資ガイド要約版パンフレット及び同ガイドの要点を紹介するパワーポイントスライド（和文）・カラー印刷 20 ページ程度／部）、地方自治体および本邦企業関係者への告知・案内（広報）を行い、セミナー実施を取りまとめる。また、セミナーでは調査結果の発表を行い、セミナー参加者との意見交換を行う。

(8) ドラフト・ファイナルレポートの作成

以上の活動の結果をドラフト・ファイナルレポートに取りまとめ、JICA 東・中央アジア部に提出するとともにフィードバックを得る。

(9) モンゴル政府向けセミナーの実施

本調査結果及び本邦企業向けセミナーの結果をモンゴル政府関係機関に発表し（2017 年 1 月にウランバートル市内にて、半日、約 50 名程度の参加を想定）、ドラフト・ファイナルレポートに対するフィードバックを得る。同セミナーについては、準備段階から JICA モンゴル事務所と調整のうえ、会場借料・設営、議事次第作成、資料作成・印刷（下記 6. (1) イ. で定めるドラフト・ファイナルレポート（英文）及び同レポートの要点を紹介するパワーポイントスライド（英語、モンゴル語）・カラー印刷 20 ページ程度／部）、同時通訳（日本語 ⇄ モンゴル語）の手配、モンゴル政府関係機関への告知・案内を行い、セミナー実施を取りまとめる。また、セミナーでは調査結果の発表を行い、セミナー参加者との意見交換を行う。

(10) ファイナルレポートの作成

上記 (2) ~ (9) の結果をファイナルレポートにまとめ、提出する。

6. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品はファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容

について了承を得るものとする。

ア. インセプションレポート

記載事項：調査の基本方針、調査方法、作業工程、要員計画など

提出時期：2015年12月上旬

提出部数：英文20部（簡易製本）

イ. 中間報告書

記載事項：調査・検討の中間段階における取りまとめ結果

提出時期：2016年5月下旬

提出部数：和文5部（簡易製本）

ウ. ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：調査・検討の取りまとめ結果

提出時期：2016年12月下旬

提出部数：和文5部（簡易製本）

英文60部（簡易製本）

エ. ファイナルレポート

記載事項：ドラフト・ファイナルレポートに対するコメントに対応して必要な加除修正を行ったもの

提出時期：2017年1月下旬

提出部数：和文20部（製本）

英文20部（製本）

CD-ROM 5セット

(2) コンサルタント業務従事月報

記載事項：各月毎の業務内容、作業・進捗状況の他、現地情勢、調査上の留意点等（A4版2~3ページ）を記載する。当該月のモンゴル関係機関との会議、その他関係議事録を添付。

提出時期：原則として調査月の翌月5日までに提出（月毎）

提出部数：1部

(3) 収集資料

業務期間中に収集した資料、データ（撮影写真を含む）一式

提出時期：調査終了時

(4) その他の報告書類

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく
提出時期：契約締結後 10 営業日以内
部 数：和文 3 部（簡易製本）

2) モンゴル投資ガイド（再改定版）

記載事項：上記 5. (4) に基づく
提出時期：2016 年 11 月下旬
部 数：和文 100 部（製本）

3) モンゴル投資ガイド要約版（パンフレット）

記載事項：上記 5. (4) に基づく
提出時期：2016 年 11 月下旬
部 数：和文 300 部（製本）

(5) 調査報告書の仕様

ファイナルレポート以外の報告書の作成仕様は、A4 版、タイプ打、両面コピー、章毎改頁の編集及び簡易製本とする。ファイナルレポートの仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づき作成するものとする（当ガイドラインは機構ホームページ「調達情報 関連規程・ガイドライン等」を参照のこと）。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

2015年11月下旬より業務を開始し、12月上旬を目途にインセプションレポートを提出し、2017年1月下旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

(1) 業務量の目途

合 計：約22.95M/M

(2) 業務従事者の構成(案)

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付けは目安であり、以下の格付けを超えた格付けの提案も認められる。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／産業振興政策（2号）
- 2) 貿易／投資環境（3号）
- 3) 企業動向
- 4) 中小企業育成
- 5) 広報／業務調整

3. 相手国の便宜供与

特になし。

4. 参考資料

(1) 配布資料

- ・モンゴル国工学系高等教育事業準備調査最終報告書（2013年12月）
- ・中小企業支援プログラム概要（仮訳）（2014～2016年）
- ・外国直接投資促進のためのキャパシティ・ディベロップメントプロジェクト プロジェクト事業完了報告書（2013年5月）
- ・モンゴル国投資並びにビジネス交流促進情報収集・確認調査報告書（2013年1月）
- ・モンゴル日本人材開発センター・ビジネス人材育成プロジェクト終了時評価調査報告書（案）（2015年3月）
- ・モンゴル日本人材開発センタービジネス人材育成・交流拠点機能強化プロジェクト

詳細計画策定調査報告書（案）（2014年10月）

（2）公開資料

- ・モンゴル国工学系高等教育情報収集・確認調査最終報告書（2013年1月）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/1000015031.pdf>
- ・モンゴル国中小企業育成・環境保全ツーステップローン事業（2）案件実施支援調査最終報告書（和文要約）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12152450.pdf>
- ・モンゴル投資ガイド（2013年1月）
http://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/ku57pq000016s6az-att/invest_mongol_01.pdf
- ・Investment Policy Review of Mongolia (UNCTAD 2013年6月)
<http://investmongolia.gov.mn/wp-content/uploads/2014/02/final-book-all.pdf>
- ・Investment Guide to Mongolia 2014 (モンゴル投資庁 2014年)
<http://investmongolia.gov.mn/wp-content/uploads/2014/05/Investment-Policy-Review-of-Mongolia.pdf>

5. 機材の調達

本調査においては資機材の購入は想定していない。

6. その他の留意事項

（1）通訳・翻訳要員

業務実施上の必要に応じ、モンゴル国での現地調査実施時等に通訳・翻訳要員を現地にて雇用することを認める。雇用に係る経費は、本見積に含めること。

（2）セミナー・ワークショップ経費

上記業務のうち、5.（2）におけるモンゴル企業向けワークショップ及びフィードバックセミナー、5.（7）における本邦企業向けセミナー、5.（9）におけるモンゴル政府向けセミナーに関しては（計4回）、これら実施に要する経費（会場借料、会場機材使用料、講師謝金等）について本見積に含めること。なお、セミナー・ワークショップの参加者に対しては、日当・宿泊費、交通費等の旅費支給は行わない予定であるため、見積計上は不要とする。

（3）現地再委託

調査を効率的に行うことを目的に、上記 第2 業務の目的・内容等に関する事項5.（2）及び（5）における業務を、経験・知見を豊富に有する現地の機関、NGO、コンサルタント等に再委託することを可とする。なお、現地再委託の経費については

本見積もりに含めること。

なお、現地再委託に際しては、「コンサルタント等契約における再委託契約手続きガイドライン」（平成24年4月）に則り、選定および契約を行うこととし、再委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

再委託を提言する場合、プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

（4）複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

（5）安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、JICAモンゴル事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。

（6）不正腐敗防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドライン（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上

